

岐阜県肝炎医療コーディネーター活動推進検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 肝炎医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の活動について、医療現場の状況や患者の声を踏まえた効果的な支援を岐阜県が行うため、岐阜県肝炎医療コーディネーター活動推進検討会（以下「検討会」という。）を設置し、意見交換等を行う。

(所掌事務)

第2条 検討会は、以下のB型、C型肝炎ウイルス対策に係るコーディネーターの活動への支援に関することについて検討する。

- 一 住民や関係者に肝炎への基本的な理解を広め、肝炎ウイルス検査の受検を促す活動
- 二 検査で陽性となった者（以下「陽性者」という。）が速やかに肝疾患に関する専門医療機関を受診するよう促す活動
- 三 肝炎患者に対し適切な診療を継続して受けるよう促す活動
- 四 その他、陽性者や肝炎患者へのフォローアップに関する活動

(組織)

第3条 検討会の委員は、岐阜県にコーディネーターの登録をした者のうち肝疾患専門医療機関からの推薦を受けた者で構成する。

- 2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(開催)

第4条 会議は県が必要に応じ開催する。

(関係者の出席)

第5条 会議において必要があるときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は職務上知りえた個人的事項を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 検討会の庶務は健康福祉部感染症対策推進課において、これを処理する。

(解散)

第8条 検討会はその目的が達成されたときに解散する。

(事務局)

第9条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年7月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、当初、委員の任期は、第3条の規定に関わらず、平成31年3月31日までとする。

附則

- 1 この要綱は、令和2年7月15日から施行する。